

琉球大学学術リポジトリ

「劉因文集」 版木考

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-10-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 會澤, 卓司, Aizawa, Takuji メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2113

「劉因文集」版本考

會澤卓司

A study of the different editions of Liu Yin (劉因) 's collected works

Takuji AIZAWA

(一) はじめに

劉因の詩を研究するに当たっては、その伝記に関する研究と、現存する諸版本の校勘は、どうしても必要な基礎作業の一つであろう。伝記に関しては、主なものでも『遼金元人傳記索引』・『元人傳記資料索引』・『元朝人名録』・『元人文集篇目分類索引』などの工具書が出版されていて、比較的研究しやすい状況になっている。また、個別研究としては、福本雅一氏が「近世文苑伝」の一連の研究の中で、元朝の文人数名について取り上げ、その「伝記資料表。採択基礎資料原文。同訓読。同注。同訳」という形式で基礎的研究を進めていて参考になる。②しかし、元朝文人の詩文集の版本に関しては、『中國歴代詩文別集聯合書目』第八輯・元代之部にまとめられているものが、いまのところその主なものである。ただこれは、台湾に所蔵されているものに限られており、日本や大陸にまで調査が及んでいないという限界がある。また、個別研究に至っては、寥寥たるものがある。そこでこの小論では、試みに劉因の詩文集について、筆者が今まで調査し得た諸版本に限って、その体裁、内容及び系統などを、いささかでも考察してみようとするものである。③

本論に入る前に、ここで劉因の生涯について概述しておく。④

劉因、字は夢吉、号は静修。宋の淳祐九年（一二四九年）河北の保定容城に生まれる。代々、儒家の家柄で、劉因の祖父である俛は、金の貞祐年間（一二一三〜一二一六年）に江南に移って劉因の父親である述を生んだ。その述は、壬辰の年（一二三二年）に金に帰って学問に専念し、性理学に精通した。

因は生まれつきすぐれており、三歳になると尚書を覚え、六歳にして詩を書くことを覚え、七歳にして文章を作ることを覚えた。また国子司業である硯彌堅が真定において教授している時、因は硯彌堅について初

めに経学を学び、訓詁疏釈の説を究めた。後に、因が自宅で学問を教えた時は、入門してくる弟子の才量や気量を見極め教えたので、皆それれに大成したという。

至元十九年（一二八二年）、不忽木の推薦により、承德郎・右贊善大夫に拔擢される。このころ裕皇は東宮に学校を建て、贊善大夫の王恂に命じて側近らの子弟に教えさせていたが、その王恂が亡くなったため、因に命じて後をつがせた。しかし、ほどなくして母の病を理由に辞して帰り、翌年、母親は亡くなった。

至元二十年（一二八三年）、再び集賢学士・嘉議大夫として招かれたが、因は病気を理由にたく断って出仕しなかった。

因はもともと身体は弱かったが、母親に続いて子供を亡くしてから、病気が悪化し、至元三十年（一二九三年）四月十六日に、四十五歳でその生涯を終えた。翰林学士・資善大夫・上護軍の位を追贈され、容城郡公に追封せられ、文靖と諡された。

因の著書には、「四書精要」三十巻と「丁亥集」という詩集五巻、及び門生や故友たちが編纂した文集十余巻と「小學四書語録」がある。また、因が病中に直筆したものであるという「易繫辭説」もある。

(二) 版本の種類と内容

劉因文集に関する筆者の現在までの調査の結果、入手し得た版本は、以下の表の如く十一種類である。

⑤	④	③	②	①	題名 卷數 所藏等	
『静修集』 24卷(抄本) (内閣文庫藏)	『劉静修文集』 24卷 (内閣文庫藏)	『静修先生文集』 30卷 (宮内庁書陵部藏)	『静修先生文集』 30卷 (静嘉堂文庫藏)	『静修劉文靖公文集』 30卷 (内閣文庫藏)	序跋等 時代	
		• 至正九年 (1349年) 九月十一日牒	• 至正九年 (1349年) 九月十一日牒		元	
• 弘治辛酉 (1501年) 周旋序<卷頭>	• 弘治辛酉 (1501年) 周旋序<卷末>	• 永樂二十一年 (1423年) 陳立序<卷頭>	• 永樂二十一年 (1423年) 陳立序<卷頭>	• 弘治乙丑 (1505年) 王宗彝序<卷頭>	明	序 ・ 跋 等
• 弘治乙丑 (1505年) 崔嵩跋<卷末>	• 弘治乙丑 (1505年) 崔嵩跋<卷末>	• 成化己亥 (1479年) (憲宗帝御製序) <卷頭>	• 成化己亥 (1479年) (憲宗帝御製序) <卷頭>	• 弘治辛酉 (1501年) 周旋序<卷末>		
• 嘉靖十六年 (1537年) 汪堅重修<卷末>	• 嘉靖十六年 (1537年) 汪堅重修<卷末>	• 弘治辛酉 (1501年) 周旋序<卷末>	• 弘治乙丑 (1505年) 王宗彝序<卷頭>	• 弘治乙丑 (1505年) 崔嵩跋<卷末>		
					清	

表
1
(1)

⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥
『静修先生文集』 12卷 (「畿輔叢書初編」 所収、東方文化学 院京都研究所)	『容城文靖劉先 生文集』4卷 (「三賢集」所収、 東方文化学院京 都研究所)	『静修先生文集』 24卷(抄本) (静嘉堂文庫蔵)	『静修先生文集』 22卷 (四部叢刊初編 集部)	『静修先生文集』 22卷 (尊経閣文庫蔵)	『静修集』 25卷 『統集』3卷 (四庫全書集部)
・至正九年 (1349年) 九月十一日牒		・李謙序 ・歐陽玄畫像贊	・李謙序 (据抱經樓舊藏 元至順本補)	・李謙序	
・邵賈序	・邵賈序 ・崔銑序 ・萬曆十六年戊 子(1588年) 方義壯序				
・光緒十一年乙酉 (1885年) 王灝跋<卷末>		・雍正三年 (1725年) 宋賓王記			・乾隆四十二年 (1777年) 紀昀等提要

			<ul style="list-style-type: none"> ●「静脩先生文集附録」 房山賈彝編 卷上・卷下 ●「重刊劉静脩先生文集序」 弘治辛酉（一五〇一） 周旋序 ●「静脩先生文集跋」 弘治乙丑（一五〇五） 崔嵩跋 	<ul style="list-style-type: none"> ●「静脩先生詩文拾遺」目錄 卷之一～卷之七 ●「静脩先生續集」目錄 後學楊俊民賈錄 卷之一～卷之三 ●「静脩先生文集附録」 房山賈彝編 卷上・卷下 ●「重刊劉静脩先生文集序」 弘治辛酉（一五〇一） 周旋序 ●「静脩先生文集跋」 弘治乙丑（一五〇五） 崔嵩跋 		
			<ul style="list-style-type: none"> 房山賈彝編 卷上・卷下 ●「重刊劉静脩先生文集序」 弘治辛酉（一五〇一） 周旋序 ●「静脩劉先生文集跋」 弘治乙丑（一五〇五） 崔嵩跋 嘉靖十六年（一五三七） 汪堅重脩 			

題名 卷数 所蔵等	
<p>⑦ 『静修先生文集』 二十二卷 (尊經閣文庫蔵)</p>	<p>●「静修先生文集序」 李謙序 ●「静修先生文集」目錄 (末尾の二葉を欠く) 卷之一 ・ 辞 ・ 五言古詩 (末葉に「至順庚午宗 文堂刊」という印記 あり) 卷之二 ・ 五言古詩 卷之三 ・ 和陶 卷之四 ・ 七言古詩 卷之五 ・ 七言古詩 卷之六 ・ 雜言 卷之七 ・ 五言律詩 (二葉を欠く) 卷之八 ・ 七言律詩 卷之九 ・ 七言律詩 卷之十 ・ 七言律詩 卷之十一</p>
<p>⑧ 『静修先生文集』 二十二卷 (四部叢刊)</p>	<p>●「静修先生文集序」 李謙序 (「据抱經樓舊藏元至 順本補」という欄外 注あり) ●「静修先生文集」目錄 卷之一 ・ 辞 ・ 五言古詩 (末葉に「至順庚午宗 文堂刊」という印記 あり) 卷之二 ・ 五言古詩 卷之三 ・ 和陶 卷之四 ・ 七言古詩 卷之五 ・ 七言古詩 卷之六 ・ 雜言 卷之七 ・ 五言律詩 卷之八 ・ 七言律詩 卷之十一 ・ 五言絶句 卷之十二 ・ 七言絶句 卷之十四 ・ 七言絶句 卷之十五 ・ 楽府</p>
<p>⑨ 『静修先生文集(抄本)』 二十四卷 (静嘉堂文庫蔵)</p>	<p>●「宋寶王記」 雍正三年(一七二五) ●「静修先生文集序」 李謙序 ●「劉静修先生遺像」 ●「歐陽玄畫像贊」 ●「静修先生文集」目錄 卷之一 ・ 辞 ・ 五言古詩 (後注に「元刻有至順庚 午孟秋宗文堂刊十字」 とある) 卷之二 ・ 五言古詩 卷之三 ・ 和陶 卷之四 ・ 七言古詩 卷之五 ・ 七言古詩 卷之六 ・ 雜言 卷之七 ・ 五言律詩 卷之八 ・ 七言律詩 卷之九 ・ 七言律詩 卷之十</p>
<p>⑩ 『容城文靖劉先生文集』 四卷 (三賢集)</p>	<p>●「重刊静修先生文集序」 無錫邵寶序 字國賢 諡文莊 ●「静修文集序」 崔統 ●「重刊静修劉先生文集序」 方義壯 萬曆十六年戊子(一五八八) ●「牒」 (至正九年九月十一日) ●「静修劉先生遺像」 ●「先生畫像贊」 歐陽玄 ●又、謝端 ●又、宋濂 ●「静修劉先生文集」目錄 卷之一 ・ 理学 ・ 序 ・ 記 卷之二 ・ 說 ・ 贊 ・ 畫・疏・題跋 ・ 文・碑銘誌表 卷之三 詩 ・ 五古・和陶五古 ・ 七古・五律</p>
<p>⑪ 『静修先生文集』 十二卷 (畿輔叢書)</p>	<p>●「元史本傳」 ●「重刊静修先生文集序」 邵寶序 ●「牒」 至正九年九月十一日 ●「静修先生文集」目錄 卷一 ・ 雜著・說 卷二 ・ 序・記 卷三 ・ 畫後題跋・畫・疏 卷四 ・ 記事・碑銘誌表 ・ 辭 卷五 ・ 祭弔文・銘贊 ・ 賦 卷六、詩 ・ 五言古 卷七、詩 ・ 七言古 ・ 雜言 卷八、詩 ・ 五言律 卷九、詩 ・ 七言律 卷十、詩 ・ 五言絶句 ・ 六言附</p>

				<ul style="list-style-type: none"> ・五言絶句 ・卷之十二 ・七言絶句 ・卷之十三 ・七言絶句 ・卷之十四 ・七言絶句 ・卷之十五 ・楽府 ・卷之十六 ・碑 ・卷之十七 ・墓表 ・墓銘 ・卷之十八 ・記 ・卷之十九 ・序 ・卷之二十 ・説・銘・贊 ・祝文・祭文 ・哀辭 ・卷之二十一 ・書・疏 ・雜著 ・卷之二十二 ・題跋 		
				<ul style="list-style-type: none"> ・卷之十六 ・碑 ・卷之十七 ・墓表 ・墓銘 ・卷之十八 ・記 ・卷之十九 ・序 ・卷之二十 ・説・銘・贊 ・祝文・祭文 ・哀辭 ・卷之二十一 ・書・疏 ・雜著 ・卷之二十二 ・題跋 		
				<ul style="list-style-type: none"> ・七言律詩 ・卷之十一 ・五言絶句 ・卷之十二 ・七言絶句 ・卷之十三 ・七言絶句 ・卷之十四 ・七言絶句 ・卷之十五 ・楽府 ・卷之十六 ・碑 ・卷之十七 ・墓表・墓銘 ・卷之十八 ・記 ・卷之十九 ・序 ・卷之二十 ・説・銘・贊 ・祝文・祭文 ・言辭 ・卷之二十一 ・書・疏 ・雜著 ・卷之二十二 ・題跋 	<ul style="list-style-type: none"> ●「静修先生文集補遺」 卷上・卷下 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・七律 ・卷之四 ・詩 ・五絶・七絶 ・賦 ・辭 ・雜言・楽府 ・附録 	<ul style="list-style-type: none"> ●「静修辭聘不起辨」 俞湘 ●「劉静修傳」 俞湘 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・卷十一、詩 ・七言絶句 ・卷十二、詩 ・和陶 	<ul style="list-style-type: none"> ●「光緒十一年乙酉 (一八八五)六月十七日跋」 王嶺跋 	

この表からわかるように、文集の構成からみて、①～⑥と⑦～⑪とでは、その有り様に大きな違いがみられる。そこでいま、それらをA群(①～⑥)とB群(⑦～⑪)の二グループに分けてみていくことにする。説明の便宜上、この方が論を進めやすいからである。そして、このA・B両群の版本の性格を検討することによって、その系統も明らかにしていきたい。^⑤

A群は、劉因の作品集の成立順に構成されているものである。そのうち、①～③は、先ず巻首に劉因の自選詩集と言われている「丁亥集」五卷に「樵庵詞」一卷を、巻六として附し、続いて彼の門人、故友の編纂に係わる「遺文」六卷、「遺詩」六卷、「拾遺」七卷、更に楊俊民の哀録に係わる「統集」三卷、賈彝の編纂に係わる「附録」(上・下)二卷を合わせて合刻し、三十巻としたものである。④・⑤の二十四巻というのは、前述の三十巻から「丁亥集」五卷、「樵庵詞」一卷の計六巻が抜けているもので、⑥は、「附録」の二巻を省いて二十八巻に仕立てたものである。この「附録」二巻というものは、劉因に関する史料を集めたもので、劉因自身の作品そのものではない、ということから省かれたものと思われる。

B群は、彼の作品集の成立順やそのまとまりにこだわらず、彼の作品の形式、即ち詩形や文体別に構成されているものである。そのうち、⑦～⑨は詩を先にし、文を後にするもの、⑩・⑪は、それとは逆に文を先にし、詩を後にするものである。

以上、文集の構成からみて、それらを弁別し、その概要をみてきたわけだが、次に、それぞれの版本の性格について序・跋を中心に検討してみよう。

〔A群〕

①『静修劉文靖公文集』三十巻(内閣文庫蔵)

この版本は、巻頭に明の弘治乙丑(一五〇五年)の王宗彝の序が、巻末に同じく弘治辛酉(一五〇一年)の周旋の序と、この文集を重刻出版した弘治乙丑(一五〇五年)の崔嵩の跋がある。

まず、年次の一番早い周旋^⑥の序をみると、文集の題は「重刊劉静修先生文集序」となっており、この版本が重刻本であることがわかる。また、周旋は、崔嵩がこの文集を出版した事情を次のように述べる。

静修劉先生詩文若干篇、舊有板刻、歳久磨滅不傳、先生以節行高天下、後之學者、景仰思慕、每以先生之文之詩流布不廣而不得、以家傳人誦爲恨、吾邑侯崔君嵩於先生爲同里、政治之暇、每與人談及茲事、而慨然有志、偶得善本、輒捐俸命工梓刻以行、俾予序之、……

つまり、劉因の詩文集には、舊刻本があったが、長い歳月を経るうち、磨滅して伝わらなくなってしまったこと。その為、後学の者達が、劉因の学問を学ぶ上で不便をきたしていたこと。この当時、周旋の郷里である慈谿県の知県をしていた崔嵩は、劉因と同郷のこともあり、彼の文集が伝わらないため、その学問の顕彰が十分できないことを嘆き、その収集に努め、善本を手に入れることができた。そこで、自腹をきってこの文集の重刊にとりかかったこと。そして、その際周旋は崔嵩からこの文集の序を依頼されたことがわかる。

次に、王宗彝^⑦の序であるが、この序の書かれた年次は、「弘治乙丑春三月哉生明」、つまり弘治十八年(一五〇五年)三月三日であり、これは、崔嵩の跋が書かれた「弘治乙丑春三月既望」、弘治十八年三月十六日とほぼ同じ歳次であり、周旋の序が書かれてから、ほぼ四年の歳月を費やして、この文集の重刻が完成したことを示している。従って、王宗彝の序には、周旋の序よりも詳しくこの間の事情が記されているのは当然であろう。序には、次のように言う。

但是集、舊在蜀府者、板刻最善、余嘗謫官於彼、每嘆吾郡當時有是

儒之挺生、而後世無是集之板刻、誠缺典也、後因公務至京、會鄉友博野劉文穆先生亦以是爲言、回蜀遂以是集、寄郡人翰林編修徐大遊、轉付郡守錢梓、未幾、大遊不祿、劉公亦歸老、事竟無成、今偶得鄉友崔景曜以名進士、知澗之慈谿事、得蜀本、政暇重加校正、命工翻刻、以廣其傳、景曜政優、轉廬州府貳守、以同郡之故、屬余爲序、

つまり、(1)劉因文集の版本としては、蜀本が最もよいものであったこと、(2)しかし、後世劉因文集の版刻がなされないのは、誠に遺憾であること、(3)後、公務で京師に行った時、同郷の(河北・保定府)劉文穆先生に会い、同郷のすぐれた先達である劉因の文集が出版されないうらみを話し合ったこと。(4)そこで、蜀にもどると、劉因文集の出版を企図し、同郷の翰林編修徐大遊に依頼し、さらにそれを保定知府に預けて出版しようとした。が間もなく徐大遊が亡くなり、劉文穆も官職を退いてしまった為、この企画は成就しなかったこと。(5)今、慈谿知果になった同郷の崔景曜(崑)が、蜀本を入手し、政務のあい間に、それに校定を加え、この文集を出版することになった。そして、同郷の好みで自分(王宗彝)に序を書くよう依頼してきたこと、という事情が述べられているのである。最後に、この文集を校定出版した崔崑の序であるが、前半で劉因の人となりを記す。また、渡江の賦には、漢国家を尊び、元朝を卑しむ意が表れていないという説を否定し、劉因の元朝に対する抵抗の意識をたたえている。文集出版との関わりでみてゆくと、まず、

元本乃門人真定安熙所訂、撮爲詳切、後以年遠、板刻模糊、遂失其傳、

と述べる。つまり、劉因文集の元本は、劉因の門人の安熙^⑧が校定したもので、詳しくいいねいなものであった。その後、年月が経るうち、板刻は模糊となり、遂には伝わることもなくなってしまった、という。

次いで

後以僥倖宦遊南北、訪諸名人、皆莫有蓄其真本、問一有之、亦舛錯脫落、殊不愜人意、幸於趙先生處、得觀蜀本、而讀之不勝慶幸、但將詩詞歌賦吟行曲引古長短等篇、各分爲彙、以爲易於檢閱、殊失先生正意、愚故謹依元本、將丁亥集、訂作首卷、而遺文遺詩拾遺以次列之、

とあり、劉因文集の善本をあちこち探してみたが、なかなかみつからなかった。たまたま、趙先生(未詳)のところで、蜀本を見る機会を得た。但だ、この蜀本は、詩形・文体別に編纂されていて、確かに検閲には便利ではあるが、劉因文集を編纂するに当たって最も大事な劉因の真意からは、はずれている。そこで自分は、元本に従って「丁亥集」を巻首におき、以下「遺文」、「遺詩」、「拾遺」という工合いに、作品集の成立順に編纂しなおすことにした。そして、蜀本の序文も合わせ載せて、出版することにした、と述べるのである。

ここで、崔崑が言う蜀本の序文とは、この内閣文庫本には入っておらず、②の靜嘉堂文庫本、及び③の宮内庁本にある成化己亥(一四七九年)に書かれた憲宗帝御製序のことを指している。確かに、②、③にある蜀本の序をみると、

國政之暇、讀先生之遺文、見丁亥、樵庵等集、而記・序・碑誌・傳・贊・詩・賦、前後失次、不便披閱、因命儒臣、彙聚成編、錢梓以傳、俾先生之道、暴白於世、後之學者、誠有頼焉。(傍点筆者、以下同じ)

とあり、元々「丁亥集」「樵庵集」等の作品ごとにまとめて編纂してあったものを、披閱に不便なところから、この作品集の枠をとりはらい、詩形・文体別に編纂しなおしていることがわかる。従って崔崑がその序で言う通り、この蜀本の体裁を、元々の体裁に編纂しなおしていることは確かなことと考えてよい。

ところで、この内閣文庫本の体裁は、表1(2)にみるとおりであるが、

この版本だけの特徴として、「保定崔嵩校正」の六文字が、いずれの巻にも入っており、その下に集一から集三十までの通し番号がはいっている。即ち、「丁亥集」巻一・保定崔嵩校正・集一から、賈彝編の「附録」巻下・保定崔嵩校正・集三十までとなっていることである。これは、他の版本には全くみられない。

② 『静修先生文集』三十卷（静嘉堂文庫蔵）

この版本を①の内閣文庫本と比較してみると、「静修先生文集総目」以下の本文と巻末の序・跋については、前述の事柄を除いては、全く同じ体裁である。ただ、巻首におかれる序などが格段に増えていることが大きな相違点である。いま、ここでは「遺像」や「畫像贊」は、直接出版の事情をみるのにあまり関係が無いので、おいておくこととして、問題なのは、周旋以前の序及び牒である。

成化己亥（一四七九年）の序については、前項ですでにふれているので、ここでは、陳立の序と至正九年九月十一日牒^⑩についてみていくことにする。

陳立の序は、永楽二十一年（一四二三年）に書かれたものであるが、これには

其遺藁若干、至正癸未、哈刺那海、僉浙西道事、刻板于嘉禾郡庠、

今七十餘年矣、去冬浙江僉憲龍公、按臨于茲、觀其板之腐朽、字之模糊、遂謀於太守塩胡城公、命工重修以圖永久、亦先王冥冥之幸也、とあって、元の順帝、至正癸未（三年、一三四三年）の歳に江南浙西道僉事（正五品）であった哈刺那海が、嘉禾郡の郡学に「劉因文集」を翻刻させたという。この事實は、至正九年（一三四九年）九月十一日牒に照らし合わせてみると、より一層はつきりする。

この牒は、僉事哈刺那海が江南浙西道肅政廉訪司へ提出した公式文書で、劉因の人となりや学問の頭彰すべきことを説き、そして、次のよう

に言う。

訪求故藁、所當微願而闡幽、考諸學官、或文有可采、或事有可録、皆得鍍梓以傳、况先生詩文、大關世教、豈容獨缺、今鈔録詩文附録共三十卷、於各路儒學錢量多處、刊行傳布、則上可以裨國家之風化、下可以爲學者之範模。

これによれば、劉因の鈔録された詩文附録合わせて三十巻を、経済的に豊かな各路の儒学において刊行出版せしめんことを述べている。つまり、至正九年の牒にもとづいて、それまでばらばらであった劉因の作品集等を三十巻本の劉因文集としてまとめ、官刻したことがうかがえるのである。陳立の序によると、この至正官刻本が出版されたのは、至正三年であり、牒に記された至正九年の年次とは六年の開きがある。その上「今七十餘年矣」として、至正官刻本の出版年次から、序が書かれた永楽二十一年までを概算している。しかし、この序の年次に従うと、丁度八十一年の歳月を経たことになり、「七十餘年」という記載と合わなくなってしまう。逆に牒の年次から計算した方がこの記述によくあっている^⑩。しかし、いずれにしても、至正年間に劉因文集三十巻本の官刻がなされたことは事実と認めてよい。従って、陳立が言う「嘉禾郡庠」（元代、嘉興路の路学）で翻刻された劉因文集も、至正官刻本の一つに違いなく、それが七十餘年も経た永楽二十年（一四二二年）頃には、板木も腐朽し、文字も磨耗してしまっていた。そこで浙江僉憲龍公が太守の胡公と相談して、重修本を出版することにしたのである。

③ 『静修先生文集』三十卷（宮内庁書陵部蔵）

この版本も「総目」以下の本文は、①と②とほぼ同じである。ただ序のとり方は②に近いが、それも若干違いがある。すなわち、①にもあった太宗葬の序を欠くことである。そして、巻末にある崔嵩の跋のすぐ後に「嘉靖十六年三月知保定府旌德汪堅重脩」と一行だけ記されており、

これが崔嵩の重刊本を、更に保定知府汪堅が重修したものであることがわかる。この汪堅の重修本は嘉靖十六年（一五三七年）の刊行であるから、崔嵩のそれから三十二年後のことになる。この間、何故重修する必要があったのか、その事情については何も記されていないから、知る由もない。

④ 『劉静修文集』二十四卷（内閣文庫蔵）

⑤ 『静修集』（抄本）二十四卷（内閣文庫蔵）

④は、③の汪堅重修本三十卷から、「丁亥集」五巻と「樵庵詞」一巻の計六巻を除いたもので、⑤はその手抄本と思われる。この④と⑤は、汪堅重修本の系統に間違いはないが、④が何故劉因の自選詩集である「丁亥集」をわざわざ省いたのか、また⑤の抄本が何時、誰によって手抄されたのかなどの事情については、いまのところ手がかりがないので、よくわからない。

⑥ 『静修集』二十八巻（四庫全書¹²）所収）

この版本にある紀昀等の提要によると「静修集二十五巻、續集三巻、元劉因撰」とあって、賈彝の編纂に係わる「附録」二巻を省き、二十八巻本に仕立ててある。次いで劉因の作品集の成立の過程を要領よくまとめて、

既乃自訂丁亥詩五巻、盡取他文焚之、卒後門人故友哀其軼稿、得樵菴詞集一卷、遺文六巻、遺詩六巻、拾遺七巻、最後楊俊民又得續集三巻、其中或有因所自焚者、未可知也、至正中、官爲刊行、因其所居齋名之曰静修集、

と述べる。この点に関しては次章で詳述する。

ところで、この提要と「四庫全書總目」巻一百六十六・集部の項にある「静修集」の解説とは、若干内容に違いがある。「總目」では、その見出しが「静修集三十巻、両江總督採進本」となっており、次いで、

既乃自訂丁亥詩集五巻、盡取他文焚之、卒後門人故友哀其軼稿、得樵菴詞集一卷、遺文六巻、拾遺七巻、最後楊俊民又得續集二巻、摺拾殘牘、一字不遺、其中當必有因所自焚者、一例編輯、未必因本意也、後房山賈彝復増入附録二巻、合成三十巻、至正中、官爲刊行、即今所傳之本、

と述べる。この中で「續集」三巻を二巻としたり、「遺詩」六巻を抜かしたりしている誤りはあるものの、至正官刻本が、本来三十巻本であることを正しく述べている。前述の提要では、「附録」二巻を無視した書き方になっており、その為、至正官刻本がもともと二十八巻本であったかのように読まれる恐れがあつて、誤解を招きやすい。四庫全書本も、至正官刻本の系統のものであることは間違いなく、本来三十巻本として、両江總督から上られたものを、四庫全書に編入する時点で、劉因の作品集ではない「附録」二巻を削って二十八巻とし、提要でその辻褃を合わせたとみるべきであろう。

以上、A群の版本について、序、跋等を通してそれぞれの性格、内容を見てきたわけだが、これら三十巻本系統のものを総合して、整理してみると以下のようなことになる。

- (1) 劉因文集の元本は、門人の安熙が校定したもの。ただ、この元本が何巻で、どのような体裁になっていたかは一切不詳である。¹⁴
- (2) 元の至正九年（一三四九年）、それまでまとまりを欠いていた劉因文集を三十巻にまとめて、各路の儒学に命じて翻刻させたこと。（これを至正官刻本とする）
- (3) 明・永樂二十一年（一四二三年）至正官刻本に據って、重修本が刊行されたこと。（これを永樂癸卯本とする）

(4) 明・成化己亥（一四七九年）憲宗の御製の序をつけたものが刊行されたこと。これは、その体裁を編成しなおしたものであるらしいこと。

(これを成化己亥本とする)

(5) 明・弘治乙丑(一五〇五年) 慈谿知縣崔嵩によって、重刊されたこと。これは、成化己亥本にもとづくものであるが、その体裁を作品集別に配列した本来のものに再編成しなおしたものであること。(これを弘治乙丑本とする)

(6) 明・嘉靖十六年(一五三七年) 保定知府汪堅が、崔嵩が刊行した弘治乙丑本を重修刊行したこと。(これを嘉靖丁酉本とする)

つまり、A群の版本の系統は、それまでの劉因の詩文集を集めて合刻し、三十巻本としてはじめて刊行された至正官刻本が、その大元になっており、明代の種々の版本や四庫全書本も、この至正官刻本を原則として踏襲して翻刻されていることがわかる。^⑮

[B群]

⑦ 『静修先生文集』二十二巻(尊経閣文庫蔵)

この版本は、巻之一の末葉に「至順庚午孟秋宗文堂刊」の印記があり、元の文宗至順元年(一三三〇年)に、福建は建寧路建安県にあった書肆宗文堂が刊行した私刻本であることがわかる。^⑯そしてこの文集の序は、東平府学教授李謙が書いている。李謙という人物は、東平路東阿県の出身で、東平府教授から中央に召されて應奉翰林文字(従五品)に拔擢され、至元十八年(一二八一年)には、翰林院直学士(従三品)となり、同時に太子左諭徳を授かり、皇太子裕宗(真金)の東宮付きとなつていく。この時、李謙は五十一才であった。以後、裕宗が亡くなった後も世祖の命令で、テムル・鉄木耳(後の成宗)にも教えている。^⑰

ところで、劉因の数少ない出仕で、しかもその始めての時が、至元十九年(一二八二年)三十四才のことで、この時、劉因は不忽木の推薦によって承德郎・右贊善大夫に拔擢されている。丁度このころ、裕宗が東宮に学校を建て、その側近の子弟に学問を講じさせていたが、劉因にも

その任務が与えられた。しかし劉因は、ほどなく母の病を理由に官を辞しており、出仕の期間は一年にも満たないが、この時、李謙と交友を結んだことは確実である。さればこそ、李謙は序の中で、「僕與君同侍春坊、相従非一日」と言っているのである。更に、劉因の母親は、彼が官を辞して帰った翌年、即ち至元二十年(一二八三年)に亡くなっているが、李謙はこの時保定に立ち寄り、服喪中の劉因を尋ねていることも記されている。このことによって、年令が十八才と離れているにもかかわらず、二人の交友の厚さを知ることができよう。^⑱

さて、この序の中で劉因文集の刊行に関わって、次のような記載がある。

門生哀集詩文、得數百篇、右轄張公子、有篤故舊之義、且哀其無後、

將録木傳、需僕爲序、

つまり、劉因死後、門下生達が、師である劉因の書き残した詩文集めたとところ數百篇を集め得た。それらを右轄張公子なる人物が出版刊行せんとして、李謙に序を書くよう求めてきたという。この序には、書かれた年次の記載がないので、それを特定できないが、しかし、李謙の卒年は至大三年(一三一〇年)であり、劉因の死が至元三十年(一二九三年)であるから、その間に書かれたことは、この序の記述から間違いないことである。

ところで、劉因の弟子に杜蕭なる人物がいるが、彼については、蘇天爵の「杜提學畫像贊」(『滋溪文稿』巻一所収)によれば、

保定杜君、諱蕭、字彥表、……嘗受學於容城劉文靖公、文靖弟子恆

以百數、雅愛異君及遼東烏沖、内邨林起宗三人、文靖歿、君輯其遺

文傳焉、其他論著藏之、不輕示人也、……

とあって、劉因から非常に可愛いがられた弟子の一人であることがわかる。更に「君輯其遺文傳焉」とあることから、李謙の序に言う「門生

哀集詩文、得數百篇」の門生に、当然杜蕭も含まれていたと見てよいであろう。その彼が、大徳五年（一三〇一年）に「静脩先生墳記」^⑧を書いている。この「墳記」の中で彼は、「有文集二十二巻、行於世」（劉因先生の「文集」二十二巻が刊行されて世に流布されている。）とはっきり述べており、このことから大徳五年（一三〇一年）には、既に「劉因文集」二十二巻本が出版刊行されていた事実をみてとることができる。そして、先述のことと考え合わせてみると、杜蕭はこの「劉因文集」二十二巻本の編纂に直接関わっていたと考えられる。こうみえてくると、李謙の序は、大徳五年（一三〇一年）以前でなければならぬ。恐らくは、劉因の死後、詩文の収集・編纂に数年はかかったであろうから、およそ一二九五年頃から一三〇〇年頃に書かれたとみるのが妥当である。そうすると、二十二巻本の刊行もこの頃でなければならぬ。もしこのことが事実だとすると、この項の初めに述べた、至順元年（一三三〇年）宗文堂刊という当該版本の刊行年次との齟齬をどう考えたらよいのであろうか。結論から先に言えば、当該版本は、二十二巻本の初刻本では無ということである。つまり、杜蕭の「墳記」に指摘する二十二巻本が、李謙の序を附した「劉因文集」二十二巻本の初刻本であり、それを重刊したものが、この項で取り上げた、福建省の書肆宗文堂が刊行した私刻本『静修先生文集』二十二巻なのである。とはいっても、二十二巻本の初刻本が伝わらない現在、この版本は、元刊本として、唯一現存する貴重なものであることに変わりはない。

⑧ 『静修先生文集』二十二巻（『四部叢刊』所収）

この版本は、前項⑦の至順元年（一三三〇年）宗文堂刊の元刊本を影印したもので、体裁・内容とも全く変わりが無い。ただ、巻首に載せる李謙の序は、⑦の尊經閣文庫本のそれと比べると、文そのものは同じであるが、字体が全く違っている。そして、欄外右側に「据抱經樓舊藏元

至順本補」という注があつて、抱經樓舊藏の元刊本を利用したことがわかる。いま、『抱經樓藏書志』（清・沈徳壽撰）巻五十八、集部、別集類八の項をみると「静修先生文集」二十二巻、元刊本、元・劉因撰」とあり、その後に李謙の序を載せている。そして、最後に「案卷一後注云、元刻有『至順庚午孟秋宗文堂刊』十字、每葉二十六行、行二十一字、版心大黒口」とある。⑦の尊經閣文庫本は「每葉十三行、行二十一字」であり、これと比較すると一葉の行数が二倍になっている。^⑨

⑨ 『静修先生文集』（抄本）二十四巻（静嘉堂文庫蔵）

この抄本は、表一(2)からもわかるように、「静修先生文集」二十二巻の後に、「静修先生文集補遺」上・下巻の二巻を附したものである。巻首に雍正三年（一七二五年）六月の日付を附した宋賓王の跋を載せている。それによると、

此影鈔元版、多闕文亦微有譌字、共二十二巻二百四十四頁、又有前明永樂間、所刻詩文遺集附録文卅巻者、實二十五巻、校之此本、詩文則闕無多、譌字脫字（落）則倍之、第多附録一卷耳、鈔較之下點識其譌字、増補其脫落、以便後之翻刻劉先生集、

とある。つまり、この抄本のうち、『静修先生文集』二十二巻は、元刊本によって抄写したもので、事実、巻数、頁数、それに体裁・内容及び跋のすぐ後にある李謙の序の字体までも、⑦の尊經閣文庫蔵元刊本と同じであり、更に、巻一の後注に「元刻有至順庚午孟秋宗文堂刊十字」とあることから、はっきりしている。残りの『静修先生文集補遺』（上・下）二巻は、上記の跋に「増補其脫落」とあることから、宋賓王自身が増補したものであることは、はっきりしているが、それが何に依據したものであるかは何も言っていない。

ところで、宋賓王の手抄本については、清・張金吾の『愛日精廬藏書志』（巻三十二）に取り上げられている。これによると「静修集二十二

「卷」宋氏賓王手抄本・元劉因撰」とあって、その後解説が附されており、その中で「後附補遺二卷、宋賓王從容城兩賢集抄入者」と述べている。このことから『補遺』（上・下）二卷は、宋賓王が『兩賢集』に収められている「劉因文集」に依據して、書き足したものであることがわかる。

話はやや本題からずれるが、宋賓王が跋の中で「又有前明永樂間所刻詩文遺集附錄文卅卷者、實二十五卷……」といっている永樂本は、前述した永樂癸卯本のことを指していると思われるのであるが、それが「実際は二十五卷本」であったということについて、張金吾が次のような指摘をしている。

宋賓王云、三十卷、實二十五卷、蓋偶見缺五卷者耳^②

つまり、たまたま、宋賓王は三十卷本の完本ではなく、五卷分が欠落したテキストを見て、そう誤解したのだと一蹴している。

⑩『容城文靖劉先生文集』四卷（「三賢集」所収）

この版本の収められている「三賢集」とは元の劉因、明の楊繼盛、清の孫鍾元という容城出身の三賢人の文集を合刻したもので、本来は、明の萬曆年間に、蔣如萃が劉因と楊繼盛の二人の文集を合刻し、「容城兩賢集」として刊行したものに、清の康熙中、孫鍾元の文集を加えて「三賢集」としたものである。

この版本には、三人の序が収められているが、崔銑の「静修文集序」には、版本の沿革や、出版事情に関する記載が殆どないので省略し、邵賈の序からみていくことにする。この序のタイトルは「重刊静修先生文集序・無錫邵賈」とあり、その下に「字國賢・諡文莊」という割注がある。そして、この版本の出版の事情を説明して次のように言う。

静修先生容城劉公文集若干卷、川浙舊有刻、歳久鮮傳、有志誦讀者、蓋深病之、戸部主事李君時雍、公邑人也、近得善本於九江、捐俸重

刊、歸公書院、以惠學者、比會賈於濂溪新祠、具語其故、且屬爲序、劉因の文集は、四川や浙江に旧刻本があったが、年月を経るうち、あまり伝わらなくなってしまった。ところが、近ごろ劉因と同郷である戸部主事の李時雍が、九江でその善本を手に入れ重刊することになり、私に序を頼んできた、と。ここでいう「九江でみつけた善本」が、いかなる版本を指すのかは、不明である。

次に、方義壯の序であるが、この序が書かれたのは、萬曆十六年（一五八八年）戊子冬十二月既望である。彼は、前年萬曆十五年丁亥に容城知県となり、劉因の足跡を調査してそのあまりの淪落ぶりを嘆いている。そして、この版本刊行のいきさつを次のように述べる。

越數月、於府城、購得先生丁亥集、并遺文數卷、然字句訛舛、至不可讀、於是爲請於郡伯昆陵顧公許重梓焉、無何、顧公奉命治兵三關、而太原李公至郡、予復請如初、遂命諸生孫重捷・王衍祚・侯進之、分訂類校、共得詩文凡若干卷、

これによると、府城（保定府）で購った丁亥集及び遺文數卷は、字句の誤りが多く、とても判読できない。そこで、諸生等に命じて分類校定させた結果、詩文集若干卷としてまとめることができたという。即ちこれが、四卷本なのである。

ところで、この版本に収められている序を書いた三人についてみると、邵賈は成化二十年（一四八四年）の進士で卒年は嘉靖六年（一五二七年）であり、崔銑は弘治十八年（一五〇五年）の進士で、卒年は嘉靖二十一年（一五四二年）である。方義壯の生卒は今未詳であるが、前述の如く「劉因文集」四卷本を刊行したのが萬曆十六年（一五八八年）であるから、いずれにしても、三人とも永樂癸卯本や成化己亥本、或いは弘治乙丑本などの三十卷本系統の版本をみることでできる時代に生きている。ところが、不思議なことに、三人が三人とも三十卷本系統の版

本に言及することはない。また元刊本についても同様である。この間の事情については、方義壯の序に「先生の丁亥集・並びに遺文數巻を購い得た」とあるだけで、詳しいことは知る由もないが、この版本に収録されている作品を三十巻本系統の版本と比較してみると、作品収録数に若干の違いはあるものの「丁亥集」・「遺詩」・「遺文」・「拾遺」・「統集」いずれの作品集とも共通した作品が収められていることから、恐らくは、「丁亥集」から「統集」までの破本を手に入れたものと思われる。

(次章参照)

⑪『静修先生文集』十二卷(畿輔叢書)所収)

この版本には、巻首に邵寶の序や至正九年の牒が掲載されているが、これらについては既に述べたので、ここでは省略する。巻末にこの版本を刊行した王灝の跋がある。これは、清の光緒十一年(一八八五年)乙酉六月十七日に書かれたもので、まず、

元史稱先生自選詩五卷、號丁亥集、文集十餘卷、門人故友所錄、明萬曆中、容城知県方義壯、得丁亥并遺文數卷刊之、爲文二卷詩七卷、即今三賢集所傳之本也、

と述べ「三賢集」所伝の「劉因文集」は、明・萬曆年間、容城知県の方義壯が、丁亥集、遺文數巻を手に入れ、それを文二卷、詩七卷として刊行したものであると云う。そして、「四庫全書提要」を利用し、更に次のように言う。

四庫所據者、初刻之全本、方義壯僅得文數卷刻之、不但不足三十卷之數、即元史所稱之十餘卷、亦未必無遺也、四庫祕本不可得見、方刊本、三賢集本、魚魯亥豕、不可卒讀、謹正其譌謬、釐爲十二卷、

これによると、王灝は、「提要」によって三十巻本の存在を知っていたと思われるが、それを見ることはできなかった。特に、四庫全書本は、「初刻の全本」に依った善本であり、是非見たかったに違いないが、そ

れもかなわず、結局は「三賢集」本に依って、その誤りを校定し、十二巻本としてまとめて刊行したということがうかがえる。

以上、「B群」の版本について見てきたわけだが、これらを整理してみると以下のようになる。

(1) この章の初めに述べたように、⑦⑧⑨までの版本をその構成上、便宜的に「B群」として、大枠でくくったが、版本の系統からみると、更に二つに分けられること。

(2) 一つは、⑦の至順庚午(一三三〇年)刊行の元刊本(至順庚午本)

で、⑧は、その影印本(元刊影印本)、⑨はその手抄本(元刊手抄本)ということで、元刊二十二巻本の系統のものである。但だ、⑦は元刊二十二巻本の初刻本ではなく、これ以前に二十二巻本の刊行があったこと。

(3) 二つは、明・方義壯の編集出版に係わる「三賢集」所収の四巻本であり(これを「三賢集」本とする)、この「三賢集」本を校定分類した清・王灝の十二巻本(これを「畿輔叢書」本とする)の系統である。さて、以上A・B両群の版本を検討してきたわけだが、その結果、現存している「劉因文集」は、やはり、三系統であることが確認できたと思う。

ところで、これら三系統の違いをより一層闡明するためには、三系統の諸版本の作品収録数や収録作品の異同、及び文字の異同等を含む校勘が是非とも必要なことであるが、いまその準備が十分には整っていないので稿を改めることにしたい。ただここでは、諸版本の作品収録数を表示して、その数量的比較からも三系統とみるのが妥当なことを示しておく。(但し、散文については繁雑になるのでここでは省いた)

表
一
(3)

⑥	⑤	④	③	②	①		
『静修集』 28卷 (四庫全書)	『静修集』 24卷(抄本) (内閣文庫藏)	『劉静修文集』 24卷 (内閣文庫藏)	『静修先生文集』 30卷 (宮内庁書陵部藏)	『静修先生文集』 30卷 (静嘉堂文庫藏)	『静修劉文靖公文集』 30卷 (内閣文庫藏)		
2			2	2	2	辭	丁亥集
34			34	34	34	五古	
76			76	76	76	和陶	
23			23	23	23	七古	
5			5	5	5	雜言	
37			37	37	37	五律	
69			69	69	69	七律	
37			37	37	37	五絶	
94			94	94	94	七絶	
22			22	22	22	樂府	樵庵詞
38	38	38	38	38	38	五古	遺詩
32	32	32	32	32	32	七古	
2	2	2	2	2	2	雜言	
36	36	36	36	36	36	五律	
32	32) ⁹¹	32	32	32	32	七律	
59(57)	59) ⁹¹	59(57)	59(57)	59(57)	59(57)		
15	15	15	15	15	15	五絶	
71	71) ¹³²	71	71	71	71	七絶	
61	61) ¹³²	61	61	61	61		
11	11	11	11	11	11	樂府	
8	8	8	8	8	8	五古	拾遺
8	8	8	8	8	8	七古	
2	2	2	2	2	2	雜言	
29	29	29	29	29	29	五律	
41(39)	41(39)	41(39)	41(39)	41(39)	41(39)	七律	
53(51)	53(51)	53(51)	53(51)	53(51)	53(51)	七絶	
5	5	5	5	5	5	五古	續集
1	1	1	1	1	1	七古	
3	3	3	3	3	3	五律	
8	8	8	8	8	8	七律	

① ② ③ ⑥	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	
	『静修先生文集』 12卷 (畿輔叢書)	『容城文靖劉先生 文集』4卷 (三賢集)	『静修先生文集』 24卷(抄本) (静嘉堂文庫蔵)	『静修先生文集』 22卷 (四部叢刊)	『静修先生文集』 22卷 (尊経閣文庫蔵)	
2, 2, 2, 2,	3	3	2	2	2	辞
79, 79, 79, 79,	85	86	36)79 43)	36)79 43)	36)79 43)	五古
76, 76, 76, 76,	76	76	76	76	76	和陶
64, 64, 64, 64,	63	63	32)60 28)	32)60 28)	32)60 28)	七古
9, 9, 9, 9,	10	10	7	7	7	雑言
105, 105, 105, 105,	104	103	92	92	83 (2葉欠のため)	五律
205, 205, 205, 205,	201	197	60)168 58) 50/	60)168 58) 50/	60)168 58) 50/	七律
52, 52, 52, 52,	52	52	49	49	49	五絶
277, 277, 277, 277, <867>	272 <863>	277 <864>	88)236 77) 71/ <767>	88)241 77) 76/ <772>	88)241 77) 76/ <763>	七絶
33, 33, 33, 33,		33	33	32	32	楽府

(三)、「劉因文集」成立の周辺とその来歴

前章では、筆者が入手し得た限りでの現存版「劉因文集」の性格や内容等を検討し、その系統を見てきた。ここでは「劉因文集」成立の周辺とその来歴をさぐり、前述した三系統の版本との関わりを見ていくことにしたい。

まず始めに、蘇天爵の「静修先生墓表」によると、

有詩五卷、號丁亥集、先生所選、常自諷詠、復取他文焚之、今所傳文集十餘卷、得於門生故友、

とある。これによると、詩集五巻があつて、「丁亥集」と言い、劉因の自選本であつた。それ以外は、焼いてしまつたと言う。そして今に伝わる文集十餘巻は、門人、故友の編纂したものであるとも言っている。

ところで、蘇天爵のこの「墓表」は、至正戊子春之月、つまり至正八年（一三四八年）に容城知県賈彝の依頼を受けて書かれたもので、劉因没後五十六年目にあたる。従つて、ここで言う「丁亥集」五巻と、門人故友の編纂した文集十餘巻は、この「墓表」が書かれた至正八年（一三四八年）には、確実に存在していたことがわかる。特に「丁亥集」については、黄潜の「跋静修先生遺墨」（『金華黄先生文集』巻二十一所収）に次のような記載がある。

潜弱冠時、手抄静修丁亥集、悉能成誦、後五十餘年、始從汝南張君獲觀先生遺墨、蓋君之先大夫、受業先生之門、故先生生書此以授之、

黄潜は、婺州、義烏県（浙江省・金華）の人で、至元十四年（一二七七年）に生まれ、至正十七年（一三五七年）八十一才で亡くなつてゐるが、この記事にみえる「黄潜弱冠の時」とは、彼が二十才の時であるから、それは、成宗、元貞二年（一二九六年）に当たる。この年は、劉因

の没後四年目になる（劉因の没年は、至元三十年（一二九三年）である）。この頃、黄潜は、劉因の詩集「丁亥集」を手抄して、よくそらんじて朗誦していたというのであるから、劉因の死後、あまり年月を経てない時期に、既に江南地方でも「丁亥集」が、ある程度流布していたとみることができよう。このようにみえてくると、「丁亥集」だけは、作品集としての存在が確認できるのであるが、蘇天爵の言ういわゆる「文集十餘巻」については、どのような形で伝えられていたのか、具体的にはわからない。

さて、元刊二十二巻本の来歴については、前章でかなり詳しく論述したので、ここでは、要点だけを整理しておく。杜蕭の「静脩先生墳記」にみえる二十二巻本は、恐らく一二九五年頃から一三〇〇年頃にかけて刊行されたものであろうこと。至順庚午（一三三〇年）本は、その重刊本ではなからうかということである。現存版の元刊本は、至順庚午本しか存在しないが、この元刊本に収録されている作品を、三十巻本系統の版本の収録作品と比較検討してみると、いささか興味ある事実がでてくる。それは、三十巻本系統の版本に収められている「丁亥集」「遺文」「遺詩」「詩文拾遺」「續集」のうち、元刊本に収録されている作品と重なるのは、「詩文拾遺」までであつて「續集」収録の作品は、元刊本一つも収録されていないということである。このことからどのようなことが考えられるかという点、一つには、「丁亥集」の存在は、前述の如く早くから確認でき、元刊本の刊行以前に流布しているから問題ないとして、「遺文」「遺詩」「詩文拾遺」についても、その作品が元刊本に収録されている事実から、劉因死後かなり早い時期の成立とみななければならぬ、ということである。ここで、思い起こされるのは、李謙の序にみえる「門生哀集詩文、得數百篇」ということであり、前述の蘇天爵の「今所傳文集十餘巻、得於門生故友」ということで、「詩文數百篇」と言い、「文集

十餘卷」と言うのは、「遺文」「遺詩」「詩文拾遺」を指すと考えられぬ
 いだろうか。門生・故友が誰であるかは、杜蕭を除いては、いまのこ
 ろ特定できないが、「挽夢吉詩」を書いた劉因の講友滕安上、「祭劉先生
 文」を書いた私淑の弟子安熙、その他烏沖や林起宗などの門生達が想像
 される。二つには、「續集」の成立が何時頃か、ということである。「續
 集」三巻は、楊俊民の編纂になると言われているが、この点を考える上
 で、重要なポイントになるのは、蘇天爵に「墓表」を依頼してきた容城
 知県の賈彝という人物である。

賈彝は、『容城県志』に「房山人、失傳」とあるように、その出身地
 が大都路涿州房山県(河北省房山県)であることだけがわかっているが、
 あとは伝を失っていて、詳しい伝記はわからない。だがいくつかの史料
 から断片的にその消息を知ることができる。賈彝が、容城知県であった
 ことは、蘇天爵の「墓表」に「至正戊子、縣尹賈侯始捐俸買石表諸墓書
 來請……」とあり、歸暘の「書靜脩先生碑陰」に「房山賈君來爲其縣之大
 夫……」とあり、楊俊民の「静修先生祠堂記」に「墓在容城溝市里、縣大
 夫賈侯彝……」とあることから確認できるのである。そして、彼が容城知
 県になったのは、恐らく至正戊子、即ち至正八年(一三四八年)のこと
 ではなかったかと思われる。また、彼は、至順元年(一三三〇年)進士
 に登第しているが、楊俊民も歸暘も同じ至順元年の進士合格者で、三人
 は、いわば科挙の同期生ということになる。このことは、歸暘の場合、
 『元史』歸暘伝に「登至順元年進士第」^②とあり、楊俊民の場合は、蘇天
 爵の「楊氏東塋碑銘」(『滋溪文藁』巻十六所収)に「俊民登至順元年進
 士第」とあることから、歸暘、楊俊民ともに至順元年の進士であること
 が判然としており、更に、楊俊民の「祠堂記」に「……侯与俊民間學既出
 一源、登科又爲同年」とあることから、賈彝の進士合格の年次が、至順
 元年であることが確認できるのである。

さて、容城知県となった賈彝は、同県の生んだ大儒者であり、彼にと
 っては、亡父の学問の師でもある劉因の墓所や、祠堂の荒蕪しているの
 を嘆き、それらを再興せんとした。そして、さらに銘記をきちんと建て、
 劉因の業績を顕彰して後世に伝えんことを企図したのである。そこでま
 ず、至正八年(一三四八年)春に、蘇天爵に対して、劉因の墓表を書く
 よう依頼した。それが、前述した蘇天爵の「墓表」で、是歳の春三月に
 書き上がったものである。この間の事情について、楊俊民は「祠堂記」
 の中で「賈彝は、容城縣溝市里にある劉因の墓所に蘇天爵の書いた墓表
 を建てた。そして、さらに溝市里にあった劉因の祠を再興しようとして
 その祠堂記を、私に書くよう依頼してきた」と述べている。楊俊民は、
 最初、その依頼を辞退したが、結局、「自分の学問の師は安熙であり、
 安熙のそれは劉因である。また賈彝の亡父も劉因の学問を習っている。
 従って、賈彝と自分とは、学問の源を一にすること。それに加えて、進
 士の登第が、同じ年であることから、最後には、承諾したのだ」とも述
 べている。楊俊民の「祠堂記」が、書かれたのは同じ年(至正八年)の
 六月のことである。この後、賈彝は、歸暘に対して、こんどは、「碑陰」
 を書くよう依頼している。歸暘は、賈彝が容城知県となって、蘇天爵や
 楊俊民に頼んで、「墓表」、「祠堂記」を書いてもらい、それらを石に刻
 んで、祠堂、墓道に建て、劉因を顕彰したことをほめたたえている。そ
 して、自分にも「碑陰」を書くよう求めてきたが、賈彝とは、古くから
 の友人でもあることから、これを承諾したのだとも言う。この歸暘の「碑
 陰」には「奉訓大夫參議樞密院事、後學歸暘書」とのみあって、この「碑
 陰」を書き記した年次の記載はない。しかし、これを書いた時の歸暘の
 官職が參議樞密院事であることから、その年次を確定し得る。というの
 は、『元史』歸暘伝に、
 (至正)八年六月、遷參議樞密院事、…遷御史臺都事、俄復參議

樞密院事、十二月、陞樞密院判官、九年正月、轉河西廉訪使、未上、
改禮部尚書：

とあって、至正八年（一三四八年）六月、參議樞密院事となり、一時、
御史臺都事に遷ったが、また參議樞密院事に復職している。そして、こ
の年の十二月には、樞密院判官に昇任している。従って、參議樞密院事
の官にあった期間は、至正八年六月から十一月までの間でなければなら
ない。このことから「碑陰」が書かれたのは、至正八年六月から十一月
の間であったことがはっきりするのである。

以上のことからわかることは、容城知県となった賈彝が劉因の墓、祠
の再興や碑石の建立に努力する熱意であり、彼の懇請によって蘇天爵の
「墓表」や楊俊民の「祠堂記」、歸暘の「碑陰」が書かれた事実である。
そしてこれら一連の出来事が、至正八年（一三四八年）という年に集中
しているということは、楊俊民の「續集」編纂の時期を考える上で看過
できないことである。というのは、前章でもふれた「至正九年九月十一
日牒」にみえる「今鈔錄詩文附錄共三十卷」の附録とは、賈彝の編纂し
た「附録」（上・下）二巻を指しており、「三十卷」の中には、「續集」
三巻も含まれることから、これらの編纂時期は、至正九年九月以前でな
ければならない。

このようにみえてくると、恐らくは、賈彝の劉因顕彰の努力と熱意が集
中した至正八年から至正九年の早い時期にかけて、編纂されたと考え
るのが最も妥当である。そうであればこそ、逆に、この劉因顕彰の気運の
一連の在り様が官を動かす、至正九年の牒の発令となり、至正官刻本の
刊行へと連動していったことが無理なく理解できるのではなから
うか。

注

- ① 梅原郁・衣川強編『遠金元人傳記索引』（京都大學人文科學研究所、一九七二年）
王德毅・李榮村・潘柏澄編『元人傳記資料索引』一～五、（新文豐出版公司、台灣、民
國六十八年）
- ② 羅依果・權占梅共著『元朝人名錄』一～三、（南天書局、台灣、民國七十七年）
陸峻嶺編『元人文集篇目分類索引』（中華書局、北京、一九七九年）
その他、姚景安編『元史人名索引』（中華書局、北京、一九八二年）なども参考になる。
- ③ 福本雅一氏の一連の研究として「近世文苑伝―其一―元四大家」（帝塚山学院短期大学
研究年報）第二十一号、一九七三年、「近世文苑傳―其二―薩都刺・丁鶴年・楊維禎」
（同「年報」第二十二号、一九七四年）などがある。
- ④ 王民信主編『中國歷代詩文別集聯合書目』（國學文獻館、台灣、民國七十二年）
劉因の伝記史料に関しては、基本的に、蘇天爵「靜脩先生墓表」（『滋溪文稿』卷八所収）
がある。その他、『元史』卷一百七十一、「新元史」卷一百七十に伝がある。年譜につ
いては、前注「聯合書目」に、袁國藩編「元名儒劉靜修事編年」が見えるが、いまのと
ころ未見。
- ⑤ 筆者はかつて、拙稿『劉因作品』年譜・散文編その（一）（『琉球大学教育学部紀要』第
34集、一九八九年）の中で、「劉因文集」の版本について概略を述べ、その系統は、三
つに分けられると指摘したことがある。この小論では、これらの点について、更に詳細
に論述しようとするものである。
- ⑥ 周旋、字は克敏、浙江慈谿の人。成化二十三年（一四八七年）の進士。正徳十四年（一
五一九年）七十才で卒す。
- ⑦ 王宗彝、字は表倫、号は守拙、又、留耕とも号す。初名は倫、保定東鹿の人。成化二年
（一四六六年）の進士。正徳十二年（一五一七年）に卒す。諡は安簡。

『明史』巻一百六十八に伝あり。

- ⑧ 安熙は、劉因の私淑の弟子である。この間の事情については、『元史』巻一百八十九、安熙伝には次のように言う。

安熙字敬仲、眞定藁城人、……既承其家學、及聞保定劉因之學、心向慕焉、熙家與因所居相去數百里、因亦聞熙力於爲己之學、深許與之、熙方將造其門、而因已歿、乃從因門人烏叔備問其緒說、

尚、安熙の伝記については、『元史』以外に、蘇天爵『黙菴先生安君行狀』、『滋溪文藁』巻二十二所収)、袁桐『眞定安敬仲墓表』、『滑容居士集』巻三十所収)がある。

- ⑨ この牒は、表(1)・(2)の②・③・④に掲載されているだけで、いまのところ他の史料では未見。

- ⑩ 嘉禾郡については、『元史』巻六十二、地理志に

嘉興路上、唐爲嘉興縣、石晉置秀州、宋爲嘉禾郡、又升嘉興府、

郡学については、『至元嘉禾志』(「宋元地方志三十七種」所収)巻七、學校の項に「嘉興路、路學、舊在望雲門内之西偏、……」とあって、その沿革を述べている。

- ⑪ 至正官刻本の刊行年次については、公文書である至正九年牒の年次の記載に間違いがあるとは考えにくいから、恐らくは、陳立の勘違いがあるのではなからうか。ただ、注⑨で指摘したように、この牒の史料の真付がいまのところ無いので、若干の不安は残る。

- ⑫ 『景印文淵閣四庫全書』(臺灣商務印書館印行)

- ⑬ 『四庫全書総目』(中華書局、北京、一九八一年)

- ⑭ 「劉因文集」の元本は、安熙が校定したという指摘は、この崔嵩の序のみにみえ、元代の史料からは、いまのところこの事を明記したものを確認することができない。注⑧にあるように、安熙は劉因の私淑の弟子であるから、三章でみる如く、文集十余巻の編纂に携わった門人、故友の一人に教え得ることはできよう。

- ⑮ 「劉因文集」三十巻本の存在は、管見の限りでは、この至正官刻本以前には確認できない。

- ⑯ 長沢規矩也「關東現存宋元版書目」(『長沢規矩也著作集』第三巻、宋元版の研究、所収)集部・別集類の項に「静修先生文集二十二巻・五冊・元劉因・元至順元年宗文堂刊本・尊」とあり、これが元刊本であることを認めておられる。

- ⑰ 李謙については、『元史』巻一百六十、列傳第四十七、李謙傳を参照。

- ⑱ 『宋元學案』巻九十一にある「静修學案表」を参照。

- ⑲ この「城記」は、賈彝の編纂した「静修先生文集附録」巻上に収められている。

- ⑳ 『抱樞樓藏書志』にみえる二十二巻本は、あるいは抄本ではなからうか。『抱樞樓藏書志』では、每書その版の種類をきちんとあげており、抄本の場合、書名の後に抄本と注記してある。この二十二巻本の場合は、元刊本と注記されていて抄本とはなっていない。しかし、『案卷一後注云、元刻有至順庚午孟秋宗文堂刊十字』という解説から見ると、

宋賢王の手抄本のそれと一致するのである。即ち、宋賢王の手抄本の巻一後注には「元刻有至順庚午孟秋宗文堂刊十字」とある。本論⑦の項で述べた元刊本には、本文でも指摘した通り「至順庚午孟秋宗文堂刊」という印記があるのであって、もしこれが元刊本と同じものであるなら、その解説も自ずから違ってこなければならぬ。

- ㉑ 手抄本と元刊本とは、「目錄」には詩題の違いや詩題注の有無、詩題の配列順の違いなどがみられるが、それも本文ではみな一致する。

- ㉒ 『愛日精廬藏書志』巻三十二に「静修先生文集三十巻、明宏治刊本、元劉因撰、凡丁亥集五巻……合三十巻」とあり、この下に注記してある。

- ㉓ 崔統については、『明史』巻二百八十二、列傳第一百七十、儒林傳を参照。

- ㉔ 前注に同じ。

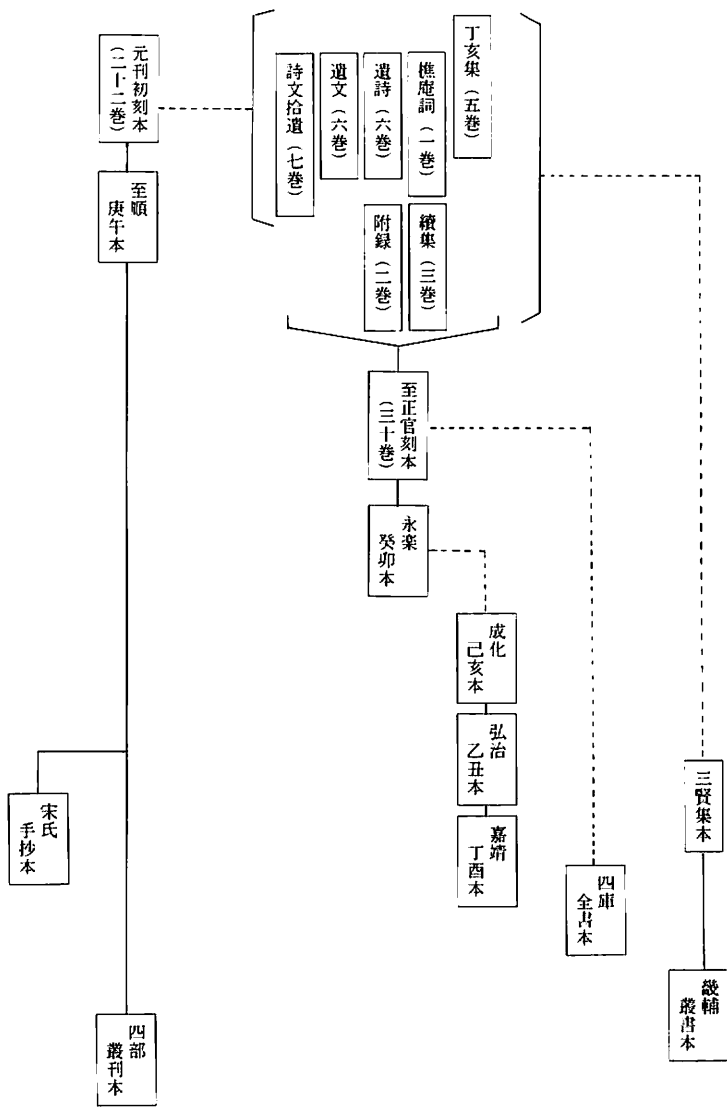
- ㉕ 『元史』巻一百七十、劉因傳にも同様の記載がある。

- ㉖ 黃潛については、宋謙「金華黃先生行狀」(『宋學士集』巻二十五、所収)、或いは、『元史』巻二百八十一、黃潛傳、などを参照。

- ㉗ 歸陽の「碑陰」も、楊俊民の「祠堂記」も、いずれも賈彝の「附録」にみえる。

- ㉘ 『元史』巻一百八十六、列傳第七十三、歸陽傳を参照。

- ㉙ 賈彝の父が劉因に師事したことについては、歸陽の「碑陰」に「君之先府君、嘗執經先



⑳ 本論を通じて、いままでみてきたことを総合して、版本の沿革を表示しておく。

㉑ 注②参照。
 悠久、庶來者聞風興起焉、
 宗人守護、彝自下車、率僚吏諸生拜而祠之、恭修封樹以限樵牧、又將建石塚辭、彰示

㉒ このことについて、蘇天爵の「墓表」の中で、賈彝自身に次のように語らせる。
 先生之没五十有六年、道德之懿、風節之偉、固多士之所景仰、丘墓之寄是邑者、旁無
 生之門」とあり、楊俊民の「祠堂記」にも「侯之先府君、執經先生函丈」とあることか
 ら伺える。

〔補注〕

(至元)二十年春、辟劉因于保定、因以疾辭、固辟之、乃至、拜右贊善大夫、以吏部郎
 中夾谷之奇為左贊善大夫、是時已立國子學、李棟・宋衡・李謙皆以東宮僚友、繼典教事、
 致是命因專領之、而以衡等仍備咨訪、嘗曰、吾聞金章宗時、有司論大學生處毀太多、章
 宗謂襄出一范文正公、所慎顧豈少哉、其言甚善、會因復以疾乞去。(『元史』卷一百一十
 五、列傳第二、裕宗)